

変更理由書

「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画法第6条の2に基づき定めるものであり、都道府県がおおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査の結果や都市を取り巻く社会情勢の変化、都市の課題および地域の資源・特性をふまえて、概ね20年後の都市の将来像の実現に向けて、広域的・根幹的な都市計画の基本的な方向性を示すものである。

福井県では、都市計画法に基づき、平成16年に県下全ての都市計画区域ごとの「都市計画区域マスタープラン」を策定した。

現行の「都市計画区域マスタープラン（基準年：平成22年、目標年：平成32年）」は、平成18年から平成21年にかけて実施した都市計画基礎調査の結果を受け、平成26年2月に改定された。

基準年からおおむね10年を経過し、都市計画に関する新たな法制度の整備・改正等が行われたほか、県内でも「人口減少・超高齢社会の進行」「高速交通開通による交流圏の拡大」「自然災害の頻発・激甚化」などの社会情勢の変化もみられることから、「市街地の低密度化・スポンジ化」「中心市街地の再生の長期化」「農村地域の活力低下」等の課題や、令和2年から令和3年にかけて実施した都市計画基礎調査の結果をふまえて、現行計画を基本に「都市計画区域マスタープラン」の見直しを行いたい。

織田都市計画区域の整備、開発および保全の方針
(案)

目 次

1	都市づくりの基本理念	1
(1)	環境と共生し歴史や文化を育む都市づくり	1
(2)	持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3)	安全・安心に住み続けられる都市づくり	3
2	区域区分の設定の判断	4
(1)	区域区分の設定の有無	4
(2)	区域区分の設定の判断理由	4
3	市街地の規模と配置	5
(1)	10年後の市街地のおおむねの規模と配置	5
(2)	10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数	6
(3)	10年後の都市のおおむねの産業規模	6
4	土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	7
(1)	主要な用途の配置の方針	7
(2)	用途の純化に関する方針	7
(3)	市街地における建築物の密度構成に関する方針	7
(4)	用途地域外の土地利用の方針	8
(5)	土地利用の規制・誘導方策の活用方針	9
(6)	景観の保全等の方針	9
5	都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	10
(1)	交通施設について	10
(2)	下水道について	11
(3)	河川について	12
(4)	その他の都市施設について	12
6	自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	13
(1)	基本方針	13
(2)	都市の緑の目標	13
(3)	主要な緑地の配置の方針	13
(4)	実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	14
7	防災まちづくりの基本方針	15
	整備、開発及び保全の方針図	16

1 都市づくりの基本理念

(1) 環境と共生し歴史や文化を育む都市づくり

織田都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）は、越前町の織田地区および宮崎地区で構成されている単独都市計画区域であり、県内で最もコンパクトな都市計画区域である。

嶺北地域の西部に位置し、周囲を山地に囲まれており、天王川沿いの平地に市街地が形成されている。豊かな自然資源だけでなく、日本六古窯に数えられる越前焼の産地や伝統的な街並みなど歴史文化資源も豊富な都市である。

本都市計画区域の用途地域の人口は減少傾向が続いており、低未利用地も増加している状況である。

さらに、用途地域外でも、人口が減少傾向である他、農地も徐々に減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「不老山、天王川、織田川および市街地周辺の田園等の優れた自然的環境」との共生を図りながら、「農業や窯業等の産業」や「江波地区に集積している切妻様式の家屋等の歴史的・文化的な遺産」等の地域の資源・特性を守り、活かせるように、土地利用の規制・誘導を図る。

また、織田コミュニティセンター、宮崎コミュニティセンター周辺の地域拠点の周辺では、魅力ある都市空間として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく地域の拠点性向上の取組みを、官民連携でより一層推進していく。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり (コンパクト・プラス・ネットワーク)

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

本都市計画区域内の地域公共交通は、路線バスやコミュニティバス、予約型のライダー路線が都市活動を支える重要な交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、織田コミュニティセンター、宮崎コミュニティセンター周辺の地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、近隣都市の鉄道駅への路線バス等の充実、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域は、天王川、織田川沿いに浸水が想定される区域が広がっており、平地部を取り囲む山地の裾野部に、土砂災害のおそれがある区域が多数点在するなど、防災性の更なる向上が求められている。

浸水被害が生じた「令和4年8月豪雨」など自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定、大規模盛土造成地の安全性把握調査の実施を推進する。

その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域は、人口が10万人以下、かつ減少傾向であり、都市単独での自立成長性が低く、経年的に用途地域外の人口が減少していることから、市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できる。

このことから、区域区分は設定しないこととする。

3 市街地の規模と配置

(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置

既に10年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の新たな見通しが無いため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

(単位：ha)

おおむねの市街地の規模	R2	R12
織田都市計画区域	234	234 以内

(4) 織田都市計画区域

(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
織田都市計画区域	2,540 (5,250)	2,190 (4,530)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
織田都市計画区域	790 (1,640)	770 (1,590)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模 (過去のトレンドによる将来の見通し)

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
織田都市計画区域	4,600	4,500

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
織田都市計画区域	20,500	38,500

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 住宅地

○織田地区の剣公園や不老山公園周辺、宮崎地区の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

② 商業地

○地域の拠点となる織田地区の商業地を維持する。

③ 工業地

○織田地区の市街地北部や南部、宮崎地区の市街地南部の工業地を維持する。

(2) 用途の純化に関する方針

○良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。

○織田地区の剣公園や不老山公園周辺、宮崎地区の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

① 住宅地

○地域の拠点となる織田地区の商業地周辺は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。

○織田地区の剣公園や不老山公園周辺および宮崎地区の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 商業地

○地域の拠点となる織田地区の商業地は、比較的高密度な土地利用を図る。

③ 工業地

○工業地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(4) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然環境や田園風景を保全していくために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

山地、里山（特に希少種が生息する地域）および天王川や織田川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

ニ) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

ホ) 無秩序な開発が予想される地域

幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、「特定用途制限地域」を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。

② その他の地域

○農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、Uターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。

○新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

○優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(6) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、バスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- 近隣都市の鉄道駅への路線バス等の充実、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化を図る。

ロ) 道路の配置

- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R2	R12
越前町	99 (66) ^{※2}	99 (70)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね10年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
越前町	一部の残区域 ^{※1}	整備計画無し ^{※2}

※1 残区(地)域：各地区の残った未整備区(地)域

※2 整備計画無し：整備計画の予定が無い

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・越前町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等を実施することで、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 越前町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 地域拠点周辺の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、越前町立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、不老山等の山岳、天王川、織田川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が田園や里山に取り囲まれており、小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、ふくい緑のランドデザインに基づく緑の基本計画を策定し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森および織田川や天王川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

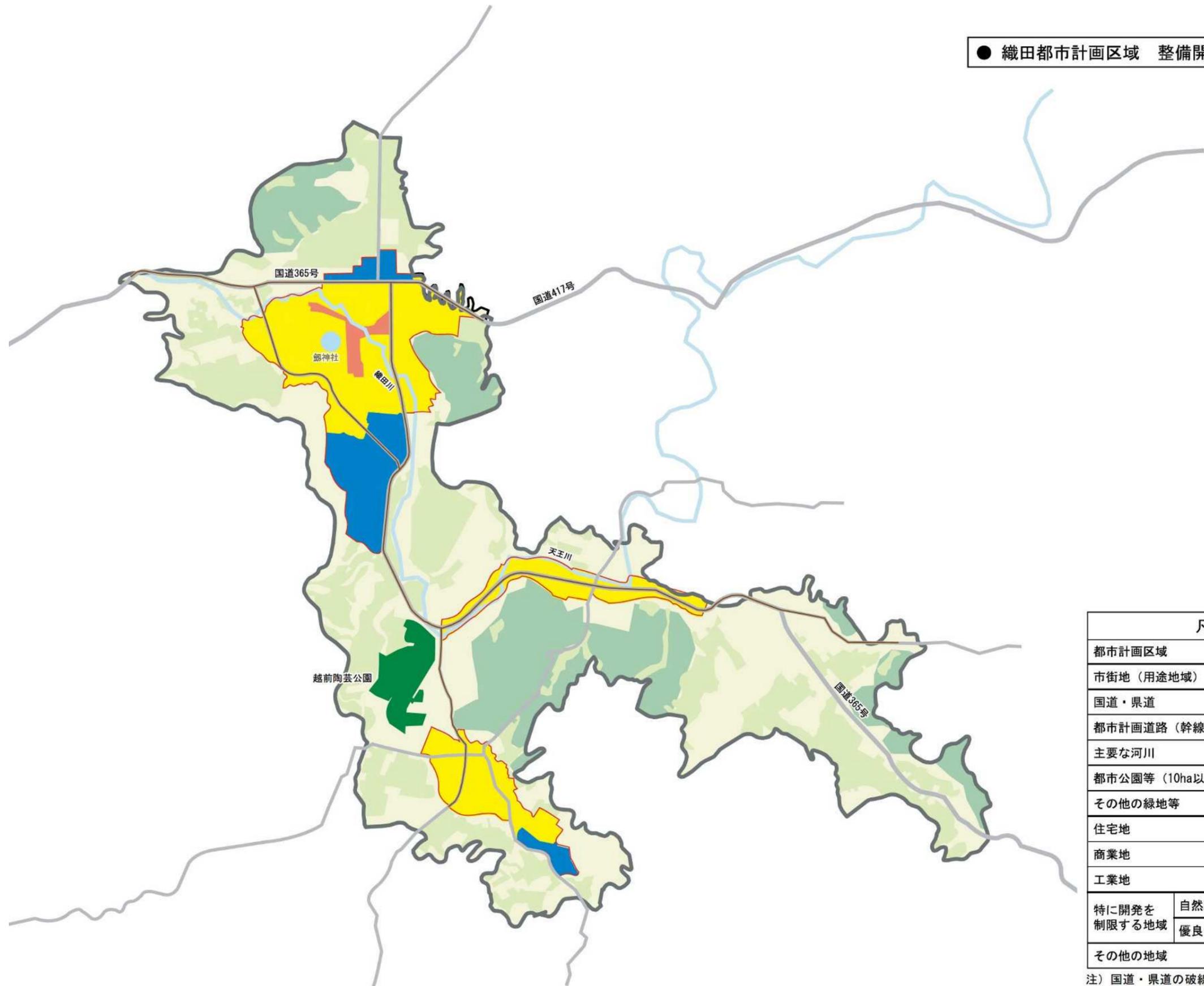
② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

7 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、越前町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、天王川、織田川の沿川に浸水が想定される区域が広がり、土砂災害警戒区域等が分布しているため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 居住誘導区域において、天王川、織田川の沿川に想定最大規模降雨時に浸水深 3m 以上となる区域が含まれている。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していく。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。
- 大規模盛土造成地については、安全性把握調査を推進し、調査結果に基づき必要な対策を検討する。また、危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。

● 織田都市計画区域 整備開発及び保全の方針図



凡 例		
都市計画区域		
市街地（用途地域）		
国道・県道		
都市計画道路（幹線街路のみ）		
主要な河川		
都市公園等（10ha以上） 供用済		
その他の緑地等		
住宅地		
商業地		
工業地		
特に開発を制限する地域	自然環境を有する地域	
	優良な農地を有する地域	
その他の地域		

注) 国道・県道の破線は概ね10年以内に整備予定

■新旧対照表（織田都市計画区域の整備、開発および保全の方針）

※赤字は見直し箇所

改定計画（案）	現行計画
<p>1 都市づくりの基本理念</p> <p>(1) 環境と共生し歴史や文化を育む都市づくり</p> <p>織田都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）は、越前町の織田地区および宮崎地区で構成されている単独都市計画区域であり、県内で最もコンパクトな都市計画区域である。</p> <p>嶺北地域の西部に位置し、周囲を山地に囲まれており、天王川沿いの平地に市街地が形成されている。豊かな自然資源だけでなく、日本六古窯に数えられる越前焼の産地や伝統的な街並みなど歴史文化資源も豊富な都市である。</p> <p>本都市計画区域の用途地域の人口は減少傾向が続いており、低未利用地も増加している状況である。</p> <p>さらに、用途地域外でも、人口が減少傾向である他、農地も徐々に減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。</p> <p>これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。</p> <p>このため、本都市計画区域では、「不老山、天王川、織田川および市街地周辺の田園等の優れた自然的環境」との共生を図りながら、「農業や窯業等の産業」や「江波地区に集積している切妻様式の家屋等の歴史的・文化的な遺産」等の地域の資源・特性を守り、活かせるように、土地利用の規制・誘導を図る。</p>	<p>1 都市づくりの基本理念</p> <p>(1) 環境と共生し歴史や文化を育む都市づくり</p> <p>少子高齢化が進行し（平成 42 年には 5 人に 2 人が高齢者）人口が平成 17 年をピークに減少に転じており、また、財政は硬直化する傾向にある。これらに加え、全国的にインフラの整備が進み居住地の選択の幅が広がってきており、また、余暇生活や心の豊かさを大切にする人が増加する等価値観が多様化している中、都市間の競争が激化していくと予測できる。</p> <p>また、織田地区の中心市街地では、人口の減少等の空洞化が進んでいる。</p> <p>これらに対応していくためには、都市の住民が地域への誇りや愛着を深め安心して住み続けていきたくなるように、また、他の都市の人が訪れ住みたくなるように、魅力あふれる都市を創造していかなければならない。</p> <p>そこで、本都市計画区域では、「不老山、天王川、織田川および市街地周辺の田園等の優れた自然的環境」との共生を図りながら、「農業や窯業等の産業」や「江波地区に集積している切妻様式の家屋等の歴史的・文化的な遺産」等の魅力的な都市の個性を守り・育てながら、適切な土地利用や都市施設の整備を行っていく。</p>

また、織田コミュニティセンター、宮崎コミュニティセンター周辺の地域拠点の周辺では、魅力ある都市空間として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく地域の拠点性向上の取組みを、官民連携でより一層推進していく。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

その結果、農地等の里地や里山の自然的環境の保全、都市の快適性や利便性の向上および人口や産業の流出の抑制等の効果が期待でき、また安心して暮らしていける魅力ある都市空間の創出が期待できる。

改定計画(案)	現行計画
<p>(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり(コンパクト・プラス・ネットワーク)</p> <p>本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。</p> <p>本都市計画区域内の地域公共交通は、路線バスやコミュニティバス、予約型のフィーダー路線が都市活動を支える重要な交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。</p> <p>地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済(財政等)・社会(コミュニティ等)的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。</p> <p>このため、織田コミュニティセンター、宮崎コミュニティセンター周辺の地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。</p> <p>また、近隣都市の鉄道駅への路線バス等の充実、交通DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。</p> <p>その結果、生活利便性および居住環境の向上、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。</p>	<p>(2) 持続可能な都市づくり</p> <p>人口の減少や産業の空洞化が進行し、空き地や空き建物が増加することで、地域社会の衰退や既存の都市施設の遊休化等の問題が深刻になるおそれがある。</p> <p>一方、本都市計画区域の用途地域外では、平成17年以降は人口減少に転じたものの、今後とも、良好な田園風景を損なう開発が行われるおそれがある。</p> <p>また、この開発により、公共施設の整備や維持管理の新たな負担が生じると予想されるが、長期に及ぶ景気低迷、人口の減少および少子高齢化の進行等の社会経済情勢を考慮すると、今後、投資目的で使うことができる財源が乏しくなっていく可能性があり、更にこの傾向が進行するおそれがある。</p> <p>これらに対応していくためには、積極的に低炭素まちづくり計画等を活用し、環境や財政等の面で持続可能な都市を目指して、公共交通と土地利用が一体となったコンパクトな市街地に誘導していかなければならない。</p> <p>そこで、用途地域外では、都市計画に加え環境・農林・防災に係る土地利用の規制・誘導方策も活用しながら、地域の実情や望ましい地域像を考慮して、都市的土地利用の抑制または制限に努めていくとともに、中心市街地では、都市における人口や商業等の産業の見通しをふまえ、地域が活性化していくように土地を有効に利用し適切に市街地を整備していくことで、まとまりとメリハリのある市街地を形成していく。また低炭素まちづくり計画等を策定することでまちづくりと公共事業等を一体的に計画し、民間活力も活かしながら低炭素化に関する施策を総合的に推進する。</p> <p>その結果、公共投資の効率性の向上、農地等の里地や里山の自然的環境の保全、地域社会の維持および防犯性の向上等の効果が期待できる。また、公共サービスに対する住民の負担の軽減、高齢者等の日常生活や</p>

	社会活動の利便性の向上および既存の都市施設の遊休化の防止等人口の減少や高齢化に対応した都市構造に誘導できると考える。
--	--

改定計画(案)	現行計画
	<p>(3) 都市間の交流・連携を促進する都市づくり</p> <p>少子高齢社会による交通弱者の増加および今後も増大する都市施設の維持費等、取り組むべき課題がある。</p> <p>また、製造品の出荷額や第2次産業就業者が減少していることから、産業の空洞化が進んでいるおそれがある。</p> <p>これらに対応していくためには、都市基盤施設の整備・維持を適切に行い、県内の地域間の連携を促進していかなければならない。また、公共交通の利便性向上によりその利用促進を図っていく必要がある。</p> <p>そこで、本都市計画区域では、丹南都市計画区域等の県内の各都市との連携を促進する交通網を整備していく。</p> <p>その結果、交流人口が増大し都市が賑わうこと、産業が活性化すること、必要な都市施設が効率的に整備され財政の負担が軽減することの効果が期待できる。</p>

改定計画(案)	現行計画
<p>(3) 安全・安心に住み続けられる都市づくり</p> <p>本都市計画区域は、天王川、織田川沿いなどに浸水が想定される区域が広がっており、平地部を取り囲む山地の裾野部に、土砂災害のおそれがある区域が多数点在するなど、防災性の更なる向上が求められている。</p> <p>浸水被害が生じた「令和4年8月豪雨」など自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。</p> <p>これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。</p> <p>このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。</p> <p>また、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定、大規模盛土造成地の安全性把握調査の実施を推進する。</p> <p>その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。</p>	<p>(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり</p> <p>老朽化した木造建築物が密集した危険な地域、水害や土砂災害の対策が十分にされていない地域では、防災性の向上が求められている。</p> <p>また、東日本大震災をはじめとする自然災害を契機として、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、これまで以上に安全・安心に関する意識、地域コミュニティに関する意識が高まりつつある。</p> <p>これらに対応していくためには、必要な都市施設の整備を進めながら、全ての県民が住み慣れた地域で安全に安心して住み続けられる都市づくりが必要である。</p> <p>そこで、河川改修や砂防施設の整備、市街地再開発事業等のハード対策、適切な土地利用の誘導や地域コミュニティのつながりを活かした避難方法の確立などのソフト対策をあわせて防災対策を進め、安全・安心に住み続けられる都市づくりを目指す。</p> <p>その結果、地域住民の生命・財産を守り、安全・安心が確保される事が期待される。</p>

改定計画(案)	現行計画
<p>2 区域区分の設定の判断</p> <p>(1) 区域区分の設定の有無 無し</p> <p>(2) 区域区分の設定の判断理由 本都市計画区域は、人口が10万人以下、かつ減少傾向であり、都市単独での自立成長性が低く、経年的に用途地域外の人口が減少していることから、市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できる。</p> <p>このことから、区域区分は設定しないこととする。</p>	<p>2 区域区分の設定の判断</p> <p>(1) 区域区分の設定の有無 無し</p> <p>(2) 区域区分の設定の判断理由 人口が10万人以下で都市単独での自立成長性が低く、また、経年的には、用途地域外へ人口が流出していたがその規模は小さく、平成17年から22年にかけて用途地域外人口が減少に転じたことから、市街地が拡大または分散する可能性がないと推測できる。</p> <p>このことから、区域区分は設定しないこととする。</p>

改定計画(案)	現行計画														
<p>3 市街地の規模と配置</p> <p>(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置</p> <p>既に10年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の新たな見通しが無いため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導していく。</p> <p>なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。</p> <p style="text-align: right;">(単位：ha)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>おおむねの市街地の規模</td> <td style="text-align: center;">R2</td> <td style="text-align: center;">R12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">織田都市計画区域</td> <td style="text-align: center;">234</td> <td style="text-align: center;">234 以内</td> </tr> </table>	おおむねの市街地の規模	R2	R12	織田都市計画区域	234	234 以内	<p>3 市街地の規模と配置</p> <p>(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置</p> <p>既に10年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また、産業に要する計画的かつ具体的な市街化の見通しが無いため、10年後のおおむねの市街地の規模は以下に示す現在の用途地域の規模の範囲内とし、その配置は現在の用途地域の配置を基本とする。</p> <p>また、用途地域内の土地を有効に利用するため、人口減少や産業の空洞化により、空き地、空き建物が点在する地区では、土地の再編・集約化を検討する。</p> <p>なお、現在の用途地域内で、将来的に市街化の見込みがなく自然的環境を維持することが望ましい地域については、自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。</p> <p style="text-align: right;">(単位：ha)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>おおむねの市街地の規模</td> <td style="text-align: center;">H22</td> <td style="text-align: center;">H32</td> <td style="text-align: center;">H37</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">越前町</td> <td style="text-align: center;">234</td> <td style="text-align: center;">234 以内</td> <td style="text-align: center;">234 以内</td> </tr> </table>	おおむねの市街地の規模	H22	H32	H37	越前町	234	234 以内	234 以内
おおむねの市街地の規模	R2	R12													
織田都市計画区域	234	234 以内													
おおむねの市街地の規模	H22	H32	H37												
越前町	234	234 以内	234 以内												

※赤字は見直し箇所

改定計画(案)			現行計画			
(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数 (単位：人)			(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数 (単位：人)			
おおむねの人口	R2	R12	おおむねの人口	H22	H32	H37
織田都市計画区域	2,540 (5,250)	2,190 (4,530)	越前町	3,400 (6,300)	3,300 (6,100)	3,200 (6,000)
※()内は都市計画区域人口			※()内は都市計画区域人口			
(単位：世帯)			(単位：世帯)			
おおむねの世帯数	R2	R12	おおむねの世帯数	H22	H32	H37
織田都市計画区域	790 (1,640)	770 (1,590)	越前町	1,000 (1,800)	1,100 (2,000)	1,100 (2,000)
※()内は都市計画区域世帯数			※()内は都市計画区域世帯数			
(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模(過去のトレンドによる将来の見通し) (単位：百万円)			(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模(過去のトレンドによる将来の見通し) (単位：百万円)			
おおむねの商業年間販売額	R2	R12	おおむねの商業年間販売額	H19	H32	H37
織田都市計画区域	4,600	4,500	越前町	20,700	19,300	18,900
			※行政区域の商業年間販売額			
(単位：百万円)			(単位：百万円)			
おおむねの製造品出荷額等	R2	R12	おおむねの製造品出荷額等	H22	H32	H37
織田都市計画区域	20,500	38,500	越前町	33,900	30,200	29,100
			※行政区域の製造品出荷額等			

改定計画(案)	現行計画
<p>4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針</p> <p>集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取組みの着実な実現を図る。</p> <p>居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。</p> <p>(1) 主要な用途の配置の方針</p> <p>土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。</p> <p>① 住宅地</p> <p>○織田地区の剣公園や不老山公園周辺、宮崎地区の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。</p> <p>② 商業地</p> <p>○地域の拠点となる織田地区の商業地を維持する。</p> <p>③ 工業地</p> <p>○織田地区の市街地北部や南部、宮崎地区の市街地南部の工業地を維持する。</p> <p>(2) 用途の純化に関する方針</p> <p>○良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。</p> <p>○織田地区の剣公園や不老山公園周辺、宮崎地区の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。</p>	<p>4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針</p> <p>(1) 主要な用途の配置の方針</p> <p>土地の自然的条件および土地利用の動向を考慮して、各用途を適正に配分することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等適正な都市環境を保持するように配置する。特に以下の事項に配慮して配置する。</p> <p>① 住宅地</p> <p>○織田地区の剣公園や不老山公園周辺、宮崎地区の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。</p> <p>② 商業地</p> <p>○織田地区の都市の中心的な商業地を維持する。</p> <p>③ 工業地</p> <p>○織田地区の市街地の北部や南部、宮崎地区の市街地南部の工業地を維持する。</p> <p>(2) 用途の純化に関する方針</p> <p>○織田地区の剣公園や不老山公園周辺、宮崎地区の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。</p>

改定計画(案)	現行計画
<p>(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針</p> <p>① 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の拠点となる織田地区の商業地周辺は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。 ○織田地区の剣公園や不老山公園周辺および宮崎地区の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。 <p>② 商業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の拠点となる織田地区の商業地は、比較的高密度な土地利用を図る。 <p>③ 工業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工業地は、従来 of 景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。 	<p>(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針</p> <p>① 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市の中心的な商業地である織田地区の中心市街地は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。 ○織田地区の剣公園や不老山公園周辺および宮崎地区の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。また、必要に応じて最低敷地規模の設定や容積率・建ぺい率の引き下げを行う。 <p>② 商業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○織田地区の中心商業地は、都市の中心的な商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。 <p>③ 工業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工業地は、従来 of 景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

改定計画(案)	現行計画
<p>(4) 用途地域外の土地利用の方針</p> <p>まとまりのある市街地の形成や自然環境や田園風景を保全していくために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。</p> <p>① 特に開発を抑制または制限すべき地域</p> <p>イ) 自然環境を有する地域</p> <p>山地、里山（特に希少種が生息する地域）および天王川や織田川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。</p> <p>ロ) 優良な農地を有する地域</p> <p>一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。</p> <p>ハ) 良好な景観を有する地域</p> <p>歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。</p> <p>二) 自然災害の危険性が高い地域</p> <p>水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。</p> <p>ホ) 無秩序な開発が予想される地域</p> <p>幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、特定用途制限地域を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。</p>	<p>(4) 用途地域外の土地利用の方針</p> <p>まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。</p> <p>① 特に開発を抑制または制限すべき地域</p> <p>イ) 自然環境を有する地域</p> <p>山地、里山（特に希少種が生息する地域）および織田川や天王川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。</p> <p>ロ) 優良な農地を有する地域</p> <p>一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。</p> <p>ハ) 良好な景観を有する地域</p> <p>歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。</p> <p>二) 自然災害の危険性が高い地域</p> <p>土砂災害の危険性の高い地域では、開発の抑制を図る。</p> <p>河川氾濫により甚大な浸水被害の可能性が高い地域は、浸水実績マップ等の防災情報の公表などにより開発の抑制を図る。</p> <p>ホ) 無秩序な開発が予想される地域</p> <p>幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、特定用途制限地域を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。特に新たな幹線道路を整備する場合は、特定用途制限地域等の開発制限を事業着手までに設定する。</p>

② その他の地域

- 農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、Uターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。
- 新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。
- 優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

② その他の地域

- 農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部で、農家の世帯分離による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、自然環境、集落環境、営農環境、雨水の流出増加の防止、および災害の危険性に配慮した上で、適切な規模の開発を許容し、集落の地域社会を維持する。
- 新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。
- 優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

改定計画(案)	現行計画
<p>(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。 ○地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール(建ぺい率、容積率等)」の見直しを必要に応じて検討する。 ○「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。 ○農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。 <p>(6) 景観の保全等の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。 ○幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。 	<p>(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。 ○地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール(建ぺい率、容積率等)」を維持する。 ○「土地利用の現況や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態を踏まえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、地区計画による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。 ○農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。 <p>(6) 景観の保全等の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。 ○幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。 <p>(7) 自然災害等への対策の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害の危険性の高い地域では、危険を周知し警戒避難体制の整備を図る。特に危険性の高い地域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う。 ○河川氾濫による水害の危険性の高い地域では、浸水実績マップ等の防災情報の公表などにより新たな開発を抑制するとともに、水害に強い地区への誘導を図る。 ○農地等の貯水機能(流出抑制機能)低下の抑制のために、開発を行う場合の調整池の設置基準強化などにより、浸水被害の防止を図る。 ○地震等の災害時に避難地や防災拠点等となる都市公園の機能の見直しを図る。

改定計画(案)	現行計画
<p>5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針</p> <p>(1) 交通施設について</p> <p>① 交通体系の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心(歩道整備、バリアフリー化)を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、バスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。 ○大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。 ○新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。 ○道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。 	<p>5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針</p> <p>(1) 交通施設について</p> <p>① 交通体系の整備の方針</p> <p>バス路線の維持、活性化を図り、過度に自動車に依存する交通体系から自動車と公共交通が共存できる、誰もが利用しやすく環境にもやさしい交通体系へ転換する。</p> <p>新たに道路を配置する際には、計画的な市街地形成を害するような無秩序な開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。</p> <p>② 整備水準の目標</p> <p>県域を越えた広域的な交流、県内地域間の連携に寄与する道路整備により、2時間行動圏域(日帰り圏)、30分で到達できる周辺市町の増加を図る。</p> <p>都市計画道路については、平成22年度末現在で全て整備が完了している。</p>

改定計画(案)	現行計画
<p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>イ) 公共交通関連施設の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近隣都市の鉄道駅への路線バス等の充実、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化を図る。 <p>ロ) 道路の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさを感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。 ○道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。 	<p>③ 主要な施設の配置の方針</p> <p>イ) 道路の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地内の道路は、道路が有する公共空間の質的な向上を図るために、快適な歩行者空間の確保や景観等に配慮して整備する。 ○道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。また、路面公共交通の円滑な運行にも配慮する。

改定計画(案)	現行計画
<p>(2) 下水道について</p> <p>① 下水道の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。 ○施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト削減に努め、持続可能な経営を目指す。 ○下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。 ○集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。 	<p>(2) 下水道について</p> <p>① 下水道の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○汚水処理施設は、「新・福井県汚水処理施設整備構想」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、長寿命化計画の策定や汚水処理施設の統合など持続可能な経営への質的転換を図りながら、汚水処理施設の整備を促進する。 ○未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。 ○都市化の進展により、雨水の地下浸透や貯留能力が減少し、雨水流出量が増大する地域では、雨水対策を推進する。

※赤字は見直し箇所

改定計画(案)			現行計画		
② 整備水準の目標 (行政区域の整備水準)			② 整備水準の目標 (市町の行政区域の整備水準)		
(単位：%)			(単位：%)		
普及率※1	R2	R12	普及率※1	H22	H32
越前町	99 (66) ※2	99 (70)	越前町	86 (60)	100 (68)
※1 普及率 (= 汚水処理人口普及率) : 汚水処理施設 (公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設) の供用人口※3 / 行政人口 × 100 ※2 () は公共下水道の普及率 : 公共下水道の供用人口 / 行政人口 × 100 ※3 供用人口 : 汚水処理施設を使用することができる状況にある人口			※1 普及率 (= 汚水処理人口普及率) : 汚水処理施設 (公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設) の供用人口※3 / 行政人口 × 100 ※2 () は公共下水道の普及率 : 公共下水道の供用人口 / 行政人口 × 100 ※3 供用人口 : 汚水処理施設を使用することができる状況にある人口		
③ 下水道の整備目標			③ 下水道の整備目標		
おおむね 10 年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。			おおむね 10 年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。		
市町名	おおむね 10 年以内に整備する地区		市町名	おおむね 10 年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外		用途地域内	用途地域外
越前町	一部の残区域※1	整備計画無し※2	越前町	一部の残区域※1	整備計画無し※2
※1 残区(地)域 : 各地区の残った未整備区(地)域 ※2 整備計画無し : 整備計画の予定が無い			※1 残区(地)域 : 各地区の残った未整備区(地)域 ※2 整備計画無し : 整備計画の予定が無い		

改定計画(案)	現行計画
<p>(3) 河川について</p> <p>① 河川の整備の方針</p> <p>イ) 治水機能の確保</p> <p>○気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者(国・県・越前町・企業・住民等)との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせ、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。</p> <p>○「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。</p> <p>○河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。</p> <p>○都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等を実施することで、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。</p>	<p>(3) 河川について</p> <p>① 河川の整備の方針</p> <p>イ) 治水機能の確保</p> <p>○「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」、「土地区画整理事業との連携など地域開発に関連して緊急を要する河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。</p> <p>○河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。</p> <p>○開発により、その土地が従来有していた浸透・貯留機能や遊水機能が失われ河川に負担がかかることのないように、土地利用規制や開発事業個別の調整池の設置など流域全体として総合的な治水対策を推進する。</p>

改定計画(案)	現行計画
<p>ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備</p> <p>○河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。</p> <p>○越前町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。</p> <p>(4) その他の都市施設について</p> <p>○その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。</p> <p>○地域拠点周辺の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、越前町立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。</p>	<p>ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備</p> <p>○河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、都市の潤いのある憩い空間、身近に自然とふれあえる空間として整備する。</p> <p>○市町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。</p> <p>(4) その他の都市施設について</p> <p>○その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。</p> <p>○子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間・移動空間づくり、中心市街地の活性化等のために、交通の利便性が高い交通結節点で、公用施設や教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の公益的施設の集積を図る。</p>

改定計画(案)	現行計画
<p>6 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本都市計画区域は、不老山等の山岳、天王川、織田川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。</p> <p>また、都市内では、市街地が田園や里山に取り囲まれており、小河川が流れている。</p> <p>このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。</p> <p>※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。</p> <p>(2) 都市の緑の目標</p> <p>都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。</p> <p>このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。</p> <p>また、ふくい緑のランドデザインに基づく緑の基本計画を策定し、地域の实情に応じた都市公園等を整備する。</p>	<p>6 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本都市計画区域は、不老山等の山岳、天王川、織田川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。</p> <p>また、都市内では、市街地が、田園や里山に取り囲まれており、小河川が流れている。</p> <p>このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能を強化していくために、放射環状型の緑地を基本構造として、自然的環境の保全または整備を図る。</p> <p>※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。</p> <p>(2) 都市の緑の目標</p> <p>① 緑地の確保目標水準</p> <p>都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。</p> <p>このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。</p> <p>② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標</p> <p>ふくい緑のランドデザインに基づく緑の基本計画を策定し、施設緑地等の整備を推進する。</p>

改定計画(案)	現行計画
<p>(3) 主要な緑地の配置の方針</p> <p>○既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。</p> <p>○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森および織田川や天王川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。</p> <p>○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。</p> <p>(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針</p> <p>① 施設緑地（都市公園等）</p> <p>環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。</p> <p>既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。</p> <p>② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）</p> <p>都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。</p>	<p>(3) 主要な緑地の配置の方針</p> <p>○環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能をもつ緑地を確保する観点から都市公園の整備を進め、特に市街地内で、まとまった田園、里山および河川等に近接せず、緑地が少ない地区に、緑地の整備や道路の緑化等を促進する。</p> <p>○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森および織田川や天王川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全や整備を図る。</p> <p>○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。</p> <p>(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針</p> <p>① 施設緑地（都市公園等）</p> <p>環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能および防犯機能の確保や放射環状型緑地の形成を考慮し、用途地域内の未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備する。</p> <p>② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地区等）</p> <p>都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地区の活用を図る。</p>

改定計画(案)	現行計画
<p>7 防災まちづくりの基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、越前町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。 ○都市計画区域内には、天王川、織田川の沿川に浸水が想定される区域が広がり、土砂災害警戒区域等が分布しているため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。 ○居住誘導区域において、天王川、織田川の沿川に想定最大規模降雨時に浸水深3m以上となる区域が含まれている。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。 ○用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していく。 ○指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。 ○大規模盛土造成地については、安全性把握調査を推進し、調査結果に基づき必要な対策を検討する。また、危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。 	